

子どもの権利条約



題字イラスト/土田義晴

(目次)

- 子どもの実態や課題がみえない「政府報告書」……1~2
- 「自分らしさ」を出せない子どもたち3
- 条約の周知度は批准当時より低い…4
- 広げよう 子どもの輪 —5.5イベントと総会…5~8
- 福岡・子ども会議 ……………9
- いかそう話そう子どもの権利…9
- いじめ解決に向けて ~イギリスの取組みに学ぶ…10~11
- ブックインフォメーション…12
- 子どもの権利条約学習講座'96…12

子どもの権利の実態や課題がみえない

「政府報告書」

日本で子どもの権利条約が発効してから二年がたち、日本政府は五月三〇日付けで条約四四条に基づいて子どもの権利委員会(以下、委員会)に最初の締約国報告書を提出しました。この報告書は、形式上は委員会作成のガイドラインにそってのもの、内容上は条約の趣旨報告制度の意味を理解しているとはいえないが、いいがたいものです。報告書は子どもにかかわる現行の法規定・制度や施策について記述していますが、子どもの権利侵害の実態や権利保障の課題など、肝心の点が見えない内容になっています。

政府の報告書を検討すればするほど、子どもに近いところで子どもの権利保障の立場にたった、市民レベルでの条約実施の検証の必要性と重要性が高まっています。

報告制度の意味がわかっていない

政府報告書の問題点の第一は、基本的な問題として条約が要請する報告制度の意味を理解しているか疑いたくなるような内容が多いことです。報告書には、条約批准にともなうとった措置、子どもの権利の実態、権利保障の課題などについて記述し、その報告書をもとに委員会と「建設的対話」しながら権利保障のあり方や課題を探ることが必要です。にもかかわらず、例えば、少子化対策として始められたいわゆるエンゼルプラン等を「実施のための一般的措置」の項目であげたり、批准前からの措置や数字を現状報告のなかに入れたりしています。

誤った報告内容

第二に、条約の規定に反する法律や施策があるにもかかわらず、それらを条約に基づく措置であるかのように論じています。例えば、条約四〇条2b (ii)の少年司法における無料通訳規定について、報告書は通訳人の費用等を子どもや保護者から徴収できる旨を定め

児童の権利に関する条約 第1回報告

<p>211. また、公共職業安定所は、学校と協力し、学校が行う職業指導との有機的連携を促すこと、職業指導が、適性と能力に応じた職業訓練ができるよう計画的な指導を行っている。その内容は、適性能力の診断と自己啓蒙の促進のための一般職業訓練、職業レディネス・テスト(中学校を除く)の実施、各種職業訓練の提供、職業訓練、職業訓練の奨励である。</p>	<p>212. また、公共職業安定所は、学校と協力し、学校が行う職業指導との有機的連携を促すこと、職業指導が、適性と能力に応じた職業訓練ができるよう計画的な指導を行っている。その内容は、適性能力の診断と自己啓蒙の促進のための一般職業訓練、職業レディネス・テスト(中学校を除く)の実施、各種職業訓練の提供、職業訓練、職業訓練の奨励である。</p>
<p>213. また、公共職業安定所は、学校と協力し、学校が行う職業指導との有機的連携を促すこと、職業指導が、適性と能力に応じた職業訓練ができるよう計画的な指導を行っている。その内容は、適性能力の診断と自己啓蒙の促進のための一般職業訓練、職業レディネス・テスト(中学校を除く)の実施、各種職業訓練の提供、職業訓練、職業訓練の奨励である。</p>	<p>214. また、公共職業安定所は、学校と協力し、学校が行う職業指導との有機的連携を促すこと、職業指導が、適性と能力に応じた職業訓練ができるよう計画的な指導を行っている。その内容は、適性能力の診断と自己啓蒙の促進のための一般職業訓練、職業レディネス・テスト(中学校を除く)の実施、各種職業訓練の提供、職業訓練、職業訓練の奨励である。</p>

た少年法三一条にふれず、通訳が無料であるかのように記述しています。また、条約二一条aの養子縁組規定により、民法七九八条但書を削除して、直系卑属の養子縁組であつても家庭裁判所の許可が必要であるにもかかわらず、報告書は戸籍事務管掌者を権限ある当局としてすべての要件が審査・認定されることになっているという、条約違反をそのまま記述しています。さらに、報告書は一九九四年五月二〇日付けの文部省通知u条約批准をしても何ら教育行政は変更しないと、子どもの権利行使にも歯止めをかけるような通知を「一般的措置」の項目にあげてい

条約の間違った限定的理解

第三に、条約を間違つて理解あるいは限定的な解釈している部分があります。そもそも政府は条約の子どもの権利観を理解していないという問題があります。また、例えば、二一条の意見表明権（ガイドラインでは「子どもの意見の尊重」を「意見表明の機会」に限定し、尊重の部分に欠落させています。また、二二条は表現の自由のみで、知る権利には言及せず、この項目でわざわざ校則の必要性を述べています。さらに、条約九条3が規定する、父母から分離されている子どもの父母との人的な関係等の維持の権利について、報告書は具体的には少年院等の施設に収容・入所している子どもを指すと考

えていますが、狭きに失した、九条の趣旨に反する解釈です。

意図的に記述しない

第四に、意図的に書かなかつたと思われる事柄があります。例えば、条約三〇条の少数民族・先住民の子どもの権利規定について、アイヌ民族や在日韓国・朝鮮人の子ども等の問題にまつた言及することなく、すべて権利が保障されているとします。また、条約二条の差別禁止規定にかかわつて、婚外子（非嫡出子）差別の問題にも言及がありません。いわゆる日比混血児の問題もふれていません。

また、報告書は、自由を奪われた子どもの適正な取り扱いを定めた条約三七条c第二文の留保については述べていますが、留保と同様に条約の適用上重要な意味をもつ、親子の分離禁止を定めた九条1と家族再統合のための出入国を定めた一〇条1にかかわる解釈宣言については何らふれることなく、当該部分を記述する（しかも非常に限定的な理解をしている）という問題も含んでいます。

子どもの権利の実態がみえない

第五に、最も多くの部分でみられる問題として、法や制度や施策について縷々説明されていますが、その運用実態や運用によって子どもの権利がどうなっているのかなどはほとんどわから

ないという点があげられます。例えば、条約四〇条の少年司法の部分では、手続きや施策等の説明に終始し、二つの円グラフによる数字以外、少年司法の実態は何もみえてきません。

また、数字をあげていても、子どもの権利保障の実態はほとんど把握できない部分も数多くあります。例えば、条約四二条の条約広報義務について、外務省をはじめとする広報措置が記述されていますが、ポスター一〇〇万部というのが大切なのではなく、その広報の中身や実際に子どもが条約の内容を知っているかなどが問題です。

さらに、実態として数字をあげても、なぜその数字が出てくるのか、あるいはその数字の背景にある具体的な事実はどうなっているのかなどの記述はほとんどありません。例えば、条約二八条の教育への権利の部分で、体罰の事件数（しかも、法務省人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件数で、文部省の統計よりも少ないもの）はあげられています。死にまでいたる体罰事件が起こっていることやその原因については何もふれられていません。それどころか、深刻な社会問題になっている、いじめや不登校・登校拒否については、数字すらあげられておらず、そこにおける重大な人権侵害の実態はみえてきません。

なぜ、こんな報告書に

なぜ、政府はこのような報告書しか

作れなかつたのでしょうか。そこには、条約を誠実にかつ効果的に実施しようとする姿勢がみられませんし、報告制度に対する認識・位置付けにも問題があるように思われます。

また、報告書の作り方にも問題があります。報告書作成の過程で関係省庁が個別にしか実態把握と政策のチェックをしておらず、包括的に子どもの権利状況や法律・制度・施策をモニタリングする機会にしています。また、政府のみの情報や評価は一面的になりやすいにもかかわらず、市民・NGOとの対話が不十分であることも原因の一つでしょう。

市民レベルでの検証の必要性和重要性

今回の政府報告書をみれば、とりわけ市民・NGOがそれぞれの役割や活動経験をふまえて条約実施状況を監視し検証していくことが重要になっていきます。

そこでの視点は、①条約によって子どもの権利保障がどのように進展したのか、②進展していないのはどのような要因や障害があるからか、③それを克服していくにはどのような措置やとりくみが必要かなどです（「ニューズレター二四号などを参照」。この「ニューズレター」でも、引き続き「条約の検証」を掲載していきますので、参考にしてください。（荒牧重人）

「自分らしさ」を出せない子どもたち

横浜市教育センター調査―子どものアイデンティティと現代教師の子ども像から

教師二〇〇名を対象

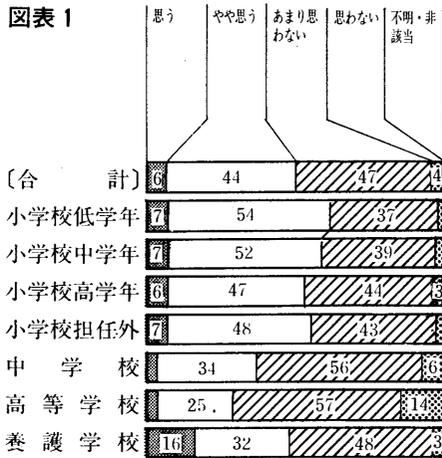
一九九六年三月、横浜市教育センターは、同センター発行『研究紀要』第一七五号において、『児童生徒の権利・責任等に関する研究―子どものアイデンティティと現代教師の子ども像』を公表した。この報告書は、一九九五年（一九五年一月七日―四日）に、横浜市内の小・中・高校・養護学校の教員一、二〇〇名を対象として実施した教員向け意識調査の結果を分析したものである。

子どもの権利条約の批准によって、にわかに「子どものアイデンティティを持つ権利」（八条等）が注目されてきている中で、この調査では、今日の教師が、子どもおよび教師自身のアイデンティティ（本調査では「自分らしさ」と表現）についてどう考えているか、を主に問いかけた。

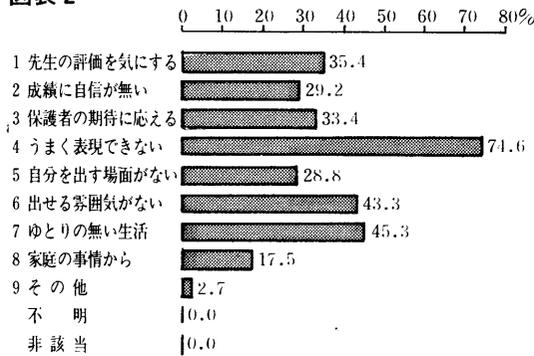
「自分らしさ」を出せない子どもたち

「学校生活の中で『自分らしさ』を出している児童生徒は多いと思うか」

図表1



図表2



の問いに対して、教師の見方はかなり厳しい。図表1の通り、そう「思う」、「やや思う」の合計が半分を超えているのは、小学校校だけであり、中学、高校と進むに従って、子どもたちが「自分らしさ」を出していないという見方が強くなっていく。

「自分らしさ」を出せない理由としては、図表2の通り、「自分をうまく表現できないから」が七四・六％と飛び

抜けて高い。そのほか、「ゆとりのない生活」、「安心して自分を出せる雰囲気がない」そして「先生の評価を気にする」があがっている。特に中学校の場合、「先生の評価を気にする」が四五・五％、「安心して自分を出せる雰囲気がない」は六一・一％と突出している。高校入試（推薦を含む）の影響が読みとれる。

「授業」の中の「自分らしさ」好対照

この調査では、教師自身にも「どんなときに『自分らしさ』を出しているか」を聞いていたが、トップは「授業中」七五・八％。授業で勝負する教師としては当然かもしれないが、同じ質問に対して、子どもの場合、「休み時間、友達との遊び」が八一・五％でトップ、「授業中」は二三項目中一二番目で二四・九％にすぎない。子ども側が授業で「自分らしさ」を発揮できないことに注目しておきたい。

条約に目を通した七六・七％、でも実践意欲低い

なお調査では、権利条約に目を通したか、など条約と直接関係する設問も含まれている。目を通したことがあると答えた教師は、七六・七％と高率である。しかし、人権教育の実践対象としては、条約は、過去において二三項目中最下位一五・一％、今後の重点課題としても二三項目中二番目で二一・八％にすぎない。また、「現在の日本に住む子どもたちに特に必要と思われる権利は何か」の問いに対して、教師の回答は、障害児差別の禁止（七七・八％）など差別問題に集中している反面、中野区の調査では子ども側にもっとも人気の高かった「休息権」が、この調査では二三項目中一五位、三四・四％と低かった。このあたりに、教師と子どもとの認識のズレが感じられる。

（喜多明人）

条約の周知度は批准当時より低い

「10代の会」のアンケート調査—正岡 崇（子どもの権利条約を広める10代の会）

私たち『子どもの権利条約を広める10代の会（以下10代の会）』は、子どもの権利条約（以下条約）が日本でも正式に発効した九四年五月に発足した。10代の会の目的は、会の名称どおり、条約を広める事である。

そこで最初に、一般の人々は、どのくらい条約について知っているか、権利意識はどうか等、疑問に思い、アンケートで調査する事になった。

アンケートは、子ども用と大人用を用意し、九四年七月から九月にかけて札幌市を中心に行った。質問は、子ども用一七項目、大人用一六項目。アンケートには工夫を加え、回答しているだけで条約の内容が幾らかでも理解できるように心掛けた。例えば、「君は子



どもの権利条約を知っているか?」という質問はもちろん、「学校では、いろんな事が生徒たちの意見なしに決められているよネ! それってどう思うかなあ?」といった具合である。

アンケートは、猛暑の大通公園と下校時間の学校の正門の外で毎週土曜日、精力的に行った。その甲斐あってか子ども約一、〇〇〇名、大人約一、〇〇〇名合計約二、〇〇〇名と、予想を上回る数の方々に回答していただけた。

アンケート結果は、冊子にまとめた。冊子は、『なに様だ! お子様だ!!』と題し、九六年三月に発表した。冊子の内容をまとめるにあたって、子ども達（リースクールさとぼろの生徒達）から学校や家庭でのいやだった体験談を聞き取った。それを権利条約の実態として、アンケートの結果に織り込み紹介している。また、この冊子はインターネット内にある北海道教育大学（北海道岩見沢）のホームページでも紹介されている。

さて本題のアンケート結果だが、ここではその全てを紹介できないので、特に指摘しておきたい三つの項目（子

ども用）の回答を報告する。

まず、前述の「条約を知っているか?」という項目について、ほとんどの人が知らないだろうと、アンケートを行う前から予想していたのだが、予想通りの結果だった。「聞いたこともない」と答えた人が小学生で約七五%、高校生でも約半数。「条文だって読んだ事あるヨ!」と答えた人は高校生でも約一割くらいしかいなかった。また、『なに様だ! お子様だ!!』を編集する当時、約二年間の変化を比較する為に子ども二〇〇人に緊急追加アンケート調査を行った。「条約を知っているか?」という質問に対し、全体で約七九・五%の人が知らないと答え、「条文を読んだ」と答えた人に至ってはなんと四・五%しかいなかった。批准した当時より周知度は低いのである。

そして、「登校拒否児が強制的に施設へ送り込まれたり、精神科へ入院させられる事についてどう思う?」という項目について、回答の選択肢は三つ、「仕方ないじゃん病気なんだから」、「とんでもないことさ」、「私わかんない」、「とんでもないことさ」と答えた人が

半数ぐらいいかない。それこそとんでもない!。こういう結果になった原因は、登校拒否についての知識がない、登校拒否児が学校へ行かなくなった後、どのような対応を受けているのかわからない、ということなどが考えられる。今後私達は、登校拒否に対する理解を普及する活動も行ふ必要があると改めて考えさせられた。

最後に、「体罰についてどう思う?」について。選択肢は「A、教育に体罰は必要!」、「B、愛があればいいわ」、「C、だんこ体罰反対」の三つ。結果は、A、B併せた体罰容認派が四割強。驚くほど多数の人達が体罰を認めている。体罰が当たり前になっていて、無くすことは無理だ、という諦めなのかもしれない。

今後の10代の会の活動として、条約の普及、全国の子どもや条約についての活動をしている団体との連帯、という目的で新聞を作成する企画（仮題：お子さま新聞）等を考えている。

これからもますます、10代の会の活動の輪、子どもの輪を広げていきたい。問い合わせは出来るだけ郵便で次のところまで。

〒〇六五 札幌市東区北14条
東2丁目4-11
フリースクールさとぼろ
内
『子どもの権利条約を広める10代の会』
Tel 〇一一七五二二一八九五

広げよう子どもの輪

今年も、例年どおり五月五日、国立青少年総合センターにてネットワーク主催のこどもの日イベントが開かれました。午前中の激しい雨で人が集まるか多少心配したのですが、一六〇人を越える参加者を迎え、その中でも昨年と比べて「子ども」の参加が増えたことが、大きな収穫だったと思います。以下、内容を簡単にまとめます。

最初に、永井憲一代表委員より開会あいさつがなされました。条約の批准後二年目の今年は、国連へ条約の実施普及状況についてレポートを作る大き



な節目に当たりますが、未だに内容やその存在すら知らないおともも多く、このイベントや十一月に大阪で開催予定の権利条約フォーラムをきっかけとして、条約の普及にさらに努めていく必要があるとの提言がありました。しかしその一方で、今回のイベントには若者の参加が多く、イベントの存在意義が認められてきたことや、条約への関心の高さが伺えます。動き始めた子ども達も増え続けているので、今後は個別のグループをいかにして相互につなげるかが一つの課題となると思われます。また、そういった地道な取り組みこそが、条約を根付かせるポイントなのではないでしょうか。

続いて、イベント「広げよう子どもの輪」が行われました。まず、動き始めた子どもグループ（青年やおとも含む）に、それぞれが持っている問題関心と活動内容、そして現在抱えている課題を提示してもらい、参加者にはそれぞれの問題意識と照らし合わせてグループに分かれてもらうスタイルを取りました。提示された話題は、校則問題、子どもの人権、国際支援、エイズ問題、子どもの行政参加、いじめ、学校と生徒の権利の七つ。一グループ一〇〜三〇人程度で、グループの中で

は、主に提案者である子どもグループの代表者を中心として議論が組織されました。参加者全員が参加できるので各グループともかなり白熱した議論が展開され、参加者同士の交流も進んだように思います。ただし、おともと子どもが対等な位置で向き合う場が日常生活では少ないよう、新鮮な感動を述べていらした方がいましたが、その背景を考えると、条約実施の社会基盤

がんばれ！今の子ども達

何故、イベントに参加したの？と聞かれると……それはたのまれたから。『子どもの行政参加』について意見発表したいなものをやらないかと声をかけられたから。

「やります！」と返事をしたものの、いざ何を話そう……と考えた。一そう、ハイティーン・フォーラムのこと、中野区で私のやっている活動について、たくさんの人に知ってもらおう。一そう思った。

当日、色んな分野で活動している人達と知り合った。私の活動はまだまだ規模的にも、内容的にも小さく、他の

の未成熟さを感じずにいられません。最後に、各グループに話し合いの内容をまとめて発表してもらいました。例えば校則問題のグループからは、学校が治外法権化しており、憲法で保障されている権利が学校では認められていないとの指摘がありました。彼らはそんな中で教師が護憲を説いても無意味であると言います。それに対するおとな側の意見は紹介されませんでした。が、子どもを取り囲む不合理な決まりを合理化してしまうおとなの意識こそが、条約普及の最大の障害であると感じました。さて、子ども達おとな達双方には何が残ったのでしょうか。

（若林千絵 早稲田大学大学院生）

堀内梨江（高二）

人達が少し遠い存在に思えた。私の話を会場で聞いた人達がどう思ったのか、実際のところはわからない。でも、やるだけのことはやったと思う。

その後、グループ別に七分野に分かれて討論会をした。『行政参加』というお固いタイトルに恐れおののいたのか、子どもが不在だった。私も、この時すでに十八歳になって四日目だった。けっこう激しい論争が展開された。「システム」については特に激論だった。

私一人の考えとして『行政参加』とは、ただ自分達の要望を出すだけじゃダメだと思ふ。その要望に対して、

自分達にはこういう活動をするとかっという「行動」がなければ無責任だ。誰かがやってくれる」と他人任せなのは参加ではない。自分が何かをしてこそ「参加」である。

自分らしくあるひとすればあるほど

肥後智子(子どもの権利条約を広める10代の会)

五月五日の「ひろげよう子どもの輪」に、札幌・「子どもの権利条約を広める10代の会」から、私も含めて三名が参加した。「10代の会」は、学校に行かない・行けない子どもの学び舎「フリースクールさとぼろ」に集う子ども達とその主なメンバーだ。

私は、グループ討論の一つ「子どもの権利」というテーマの所に、アドバイザーとして参加させてもらった。そのグループへの参加者は、十六・七名の若者が中心だった。

私の方からは、テーマが「子どもの権利」という、ある様でない様な大きなテーマだったので、「10代の会」で行った、アンケート結果をいくつか報告した。

「体罰」を四割近くの子ども自身が容認していること。また、学校の中でいかなる暴力が体罰として日常的に行われているのか、「10代の会」メンバーの子どもの体験談と合わせて紹介したグループ討論参加者にも、「学校で、体罰を自分が受けた。あるいは見た事がある方?」と尋ねたところ、ほとんどの人が挙手した。その様な学校に、行

これからのハイティーン・フォーラムの中で、本当の意味での行政参加になるよう努力したい。その時、このイベントで学んだことが、生きてくるだろう。

こうにも行けなくなる「登校拒否児」に対して、多くの人は「学校に行けない事」を問題視し、「その子」が悪いという。がしかし、義務教育は本来、「子どもの学ぶ権利」を保障する義務が行政・親にある、という事であるはずだ。ならば、自分らしくあろうとすればするほど、生きづらくなる現状の学校に「NO」と言い、「行きたくない」と飛び出す権利も子どもにはあるはずだ、



という話を話した。テーマに沿って議論を深める、という事には発展しなかったと思う(アドバイザーとしての役割は十分に果たした)。

問われる「いじめ相談」

平野裕一

「いじめ」問題を話し合う分科会には、この問題に対する関心の高さを反映してか、中高生・大学生といった子ども・若者を始めとして、三〇人近くの参加者があった。

自己紹介のあと、日本のいじめの現状についてざっくりばらんに議論。とくに、文部省がスクール・カウンセラーの導入に力を注いでいることに対しては、若者から「そんな見知らぬ人がいきなり来ても相談できない」「相談に行くところを誰かに見られたら、それがまたいじめのネタにされる」と疑問の声が相次いだ。開東のある県では、とくに専門的訓練も受けていない退職校長がカウンセラーになっていることが少なくないという報告もあり、カウンセラーの質そのものも問われた。そういう意味では、名前を言いたく

こんな服装制限はおかしい

鈴木健太郎(生徒人権プロジェクト)

私は、生徒人権プロジェクトに関する問題提起をした。子どもの権利条約の「生徒版」といえる『生徒人権宣言』、その『宣言』に基づく活動、その

得なかった)。しかし、参加者自身、それぞれの登校拒否・学校での体験を交じえつつ、思いを語り合うという点では、多いに意義があったと思う。

なければ言わなくてもいい、匿名が保障される電話相談のようなサービスの重要性が強調されている。一方で、教育委員会などの電話相談ではやはり退職校長が応対していることが多いなど、現実もあり、既存の電話相談のあり方そのものも問われた。

さらに、子どもの間だけではなく、職場、親同士などおとなの世界でもいじめが広がっていることも強調されている。また、今回はいじめられた子への対応についての議論が主だったが、最後に、いじめた子の立ち直りを援助することについても議論を進めていかなければならないという意見も出された。確かに、問題を本当に解決していくためにはそういう観点からの議論がもっと必要だと思ふ。

活動を通しての私の感想ならびに疑問(たとえば、学校の壁があるということ、それをどうやったら超えられるのか)、そしてこれから挑戦したいこと(た

たとえば、ネットワークを生徒だけでつくる)——このようなことを話した。下手な問題提起であったが、十五人ほどのひとが集まった。

討論の中心は、「ブルマを何とかしたののだが」という千葉県の中学生の訴えとそれをめぐる意見交換だった。中学生によると、教員を問いつめると「卒業まであと少しなんだから我慢しろ」「おまえらとちがって俺たちは労働者なんだ、仕事を増やすな」という答えがあったという。「私たちのおかげで働けてるんだ」と言い返せ、という意見がでた。私の考えでは、教育において、教員は「労働者」ではなく「資本家」だ。生徒こそが「労働者」として日々搾取される存在である。学校に通う、

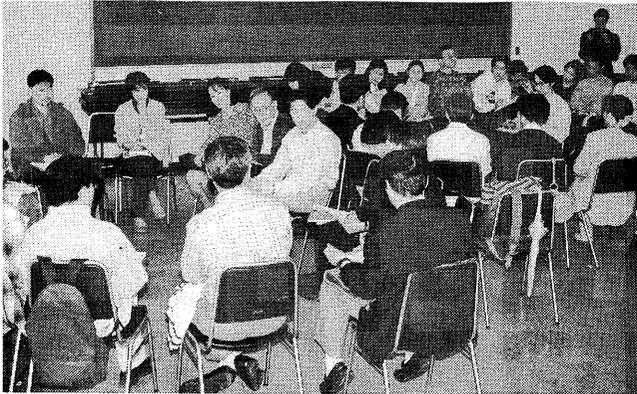


というのはりっぱな「労働」だと思っ。次のような意見があった。「親はどう関与しているのか」「男子を味方に引き込めないか」そして「ほんとうは、みんなでそろって学校を改革する必要はない。ただし、個人で行動するのは辛い場合が多い。敢えて、学校で『変わり者』のレッテルを貼られるという手もある」。

日本国憲法・子どもの権利条約の観点からこの種の服装制限はおかしい。『生徒人権宣言』には、「生徒は、自分の服装・装飾品および髪型を自分で決めることが出来る」とある。

関心はあっても表明する場がない

連休の谷間ということもあり、参加



者がどのくらいで、なおかつ若者がどのくらい参加するのかわからないまま迎えた五月五日の子どもの日イベント。しかし蓋を開けてみれば用意した資料が足りなくなるほどの参加があり、このイベントを企画した者の一人としてとてもうれしいことであります。

今回のイベントでは、「広げよう子ども権利条約」というタイトルが示しているように、子ども同士によるネットワークの形成ということを最終的な目的としました。つまり、現在さまざまな分野で活躍している子どもたちが、自分が関わっている分野を越えて様々な仲間と実際に顔を合わせ、どのように同年代に伝えていくのか、どのように仲間を探していくのか、これからの展望といったものを話し、交流を深めよう、という趣旨でした。

現代の子どもたちは社会に関心がないといわれていますが、関心がないのではなく、関心があってもそのことを表明(意見表明)する場が十分に保障されていないのではないかと、ということ全体を通して感じました。自分が感じていることを人に伝えたい、聞いてもらいたい、他人の話を聞きたい、という思いを誰しもが抱いている。このことが十分に実質化されることが、子どもの権利条約の精神の実現への大きな意味を含んでいるのではないかと深く考えさせられた一日でした。

子どもとおとなの対話を
持ち続けるために
(林大介)

今回のイベントは、「広げよう子ども権利条約」と題し、この目的のもとに、いくつかの注意点を考えました。まず、子どもたちが興味を持って、また、参加しやすいテーマを立てることで、現在の活動の経験・知識の有無とは関係なく意見交換・意見交流・話し合いが出来る場を創ることを基に企画しました。そのなかで子どもも大人も活発な討論が出来たようです。しかし、話し合うということについては、参加者の視点の転換と問題意識を持つ必要性を感じたのも事実です。

それは、話し合いの目的は、話し合うことであり、話を進めようとするということではない。つまり、人の意見をまともに関わらず部分的にかいつまんで批判するような切り口で見解を述べ、討論をするのではない。その環境下で出てきた発言・観点を結び付け発展・展開することである。そのことが出来ないからその場の意見と参加者の存在を受け入れられず、子どもたちに不信感をおおる。そのようなことは実に頻繁に当然のこととしてわたしたちの周囲に存在していますが、そのことが、じつはとても身近で大きな権利侵害の始まりであるように思えます。

今後もこのような乗り越えなければならぬ課題は多く存在しますが、今後大人と子どもの対話を持ち続けるために、解決していかなければならぬでしょう。

(勝本浩司)

参加者の感想

● 今まで考えてもみなかったことに真剣に取り組み、問題解決をしようとしている人達に出会えて、とても刺激をうけました。みんな自分の考えをしっかりと述べていてすごいな、と思いました。

「同じ歳の日本全国の子ども達がこんなことを考えている」ということをもっともっと広めてほしいと思います。このネットワークの存在をもっとアピールして、考えを主張し合える機会を提供する機関であってほしいと思います。 宮岡陽子

● 圧倒された。自分がいかに今まで何の意識もなく、流されてしまっていたのかということを知らされた。自分の知らない大きな輪が広がっているのだということが実感できた。 田島明昕

● 中学生・高校生がこれだけ多く参加している集いに初めて参加し、深い感動をもちました。自分たちの意志をもち、行動している姿を知り、大変勇気づけられました。

今回のように子ども参加のイベントを企画し、もっと多くの子ども・学生が参加できるようにしたい。行政に働きかけていく力を是非もちたい。 小林香織

● 毎日限られた視野の中で受身的な生活をしているので、もっと自分から積極的に求めている色々なことを得ようと思ひ、また教育に興味を持っているのが今回参加しました。色々な人がそれぞれの意見を持ち交換して深く考えさせられました。

ネットワークの活動に大変興味を持ちました。きつとこういいう人がもつとたくさんいると思うので、そういう人達がネットワークの活動を知るようにしていただけたらと思います。 安永美恵

● 予想をはるかに超える若者たちが集まってきた、生の意見を多く聞くことができてよかった。もつと多くの若者が集えるイベントをして、全国各地に子どもたちの権利条約について関心をもつ者を増やす努力を今後も続けて下さい。 岡田賢宏

● 子どもと大人とが一体となって自分の考えを言い、相手の考えを聞くというところが、こんなにも対等に、そして意義ある内容で、とても感激した。一人一人が真剣にそれぞれの問題に取り組んでいるのを知って私もますますやる気が起きた。

これからも、もつともつこの活動を深めてほしいと思うし発展させてほしい。また、そうなるために私のできるかきり努力していきたい。 田村千鶴

ネットワーク総会報告

五・五イベントに引続いて行われた、九六年度総会について簡単に報告します。 一 一九九六年度の主な活動方針

今年度の方針の特徴は、第一に、子どもの権利条約の実施状況を市民レベルで検証していく作業を、「子どもの権利条約フォーラム」や「子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会」などの動きとも連動しながら積極的に担っていくことを掲げた点にあります。

第二に、条約や子どもの権利に関する情報センターとしての活動を強化するため、ニュースレターの充実や、パソコン通信・インターネット等のマルチメディアの積極的利用などの方針を掲げました。

第三に、学習・意見交換センターとしての活動には、前年度に引き続き「子どもの権利条約学習講座」の開催を掲げるとともに、これまでの活動実績を踏まえ、子どもの意見表明・参加に関するネットワークづくりの推進、さらに子ども自身のネットワークづくりへのサポートなどを掲げています。

このほか、新規事業として、「子どもの権利条約選書」の刊行も方針として掲げました。実務体制・組織体制についても、運営委員会の開催頻度を増やすなどして、一層の強化を目指しています。

二 会費改正にともなう規約改正

規約中、組織に関する第四条(監査

委員の増員)および財政に関する第五条(会費の改定)について、改正がなされました。

子どもの権利条約ネットワークは、この間、「子どもの権利条約フォーラム」の開催の際に中心的な役割を担うこととされています。そのため活動がだんだん重くなり、上述の通りさらに活動を拡大する予定であり、現在の財政規模では十分な活動を保障できないのは必至の状況です。そのため、会費の値上げ、定期購読料の値上げ、特別維持会員の新設を柱として、ネットワークの財政強化を図る提案をさせていただきました。苦しい財政状況を踏まえ、ご理解いただければと思います。

財政の拡充にともない、監査委員も従来の一名から二名への増員になりました。

三 一九九六年度役員

九六年度の役員は次のとおりです。

代表委員：喜多明人 津田玄児 永井憲一

事務局長：平野裕二(新)
事務局運営委員：荒牧重人 勝本浩司 菅源太郎 林大介(新) 藤木武夫(新) 好光紀

運営委員：赤池悦子 入沢充 大井雅枝(新) 川村直(新) 神崎里美 許斐有 関根玲子 武内暁 戸田真理子 藤井幹夫(新) 堀一郎 水永啓子 吉峯康博 和田洋子

監査：味岡尚子(新) 坪井節子(平野裕二)

自分たちでいまを変えていかなければ

—福岡・子ども会議

第一回子ども会議が二月一二日に開かれました。参加者七七名、小学校二年生から高校二年生まで、それぞれが自分が言いたいこと、伝えたいことを持ちよって集まりました。

そのエネルギーはすばらしいものでした。なにか、得体のしれないパワーがあふれ出てきそう、みんなで力を合わせれば、きつとだれもが笑っていただける、そんな時代がくるはずだと、強く感じました。

この「子ども会議」の目的は、今の学校教育で、あるいは社会の中で、おかしいと思うことを話し合い、その解決の糸口をさぐり出そうというところにあります。子どもにとって、今の社会は決してよいものではありません。だからこそ、おとなにまかせているだけではいけない、自分たちで、いまを変えていかなければと、そんな思いをきつとだれもが持っているだろうと思います。小学生から高校生までと、年齢の幅がずいぶんあるので、そのため課題もありますが、それぞれの立場から見た、いろいろな意見を聞くことができます。

議論する、学習する、訴える、レクレーションするという四つの柱をもとに、五月までに四回開いてきました。一人でも多くの方が今の深刻な事態に気づき、改革の担い手となってくれ

るように、そして、一度しかない子ども時代がもつと幸せな時代であるために、私たちは精一杯頑張っています。

(代表委員会)

子ども会議は、現在福岡県内各地から応募してきた子ども委員八五名から構成されている。会議の企画・運営は、代表委員会で話し合っており、子ども会議に提案している。月に一回の子どもの会議、その前に準備のために、代表委員会を開いている。

「子ども会議」のねらいは、子どもたちを「子どもの権利条約」が保障した意見表明権の主体者に育てること、また、子どもの声を教育に反映させ、教職員意識改革をおこない、学校を変えていこうとすることである。

(下川京子・福教組)



いかそう 話そう子どもの権利

—「子どもの権利ミニトーク」—

五月五日のこどもの日のイベントを踏まえ、子どもの権利について考えるために、また子どもが自分自身のことを考えるための場として生まれたのが、この「子どもの権利ミニトーク(仮称)」です。

ここでは、五月五日に話し足りなかつたことや学校への不満、親の悪口、いじめ問題、自分が抱えている悩みや不安、といったものを自由に気楽に話し、現在の子どもの自由を巻き巻く状況の確認とこれからの取り組みといったもの考えるきっかけになればいいと考えています。

気楽に話し合える環境の中で一つにまとまりなんらかのイベントを催したり、子ども同士のネットワークが広がる中で新たな方向性を見いだすきっかけとなるのであれば、いいのではないのでしょうか。

まずは自分のことについて、そして他人に対して、思いのたけをぶつけあうことにより、本音で語り合うことの楽しさやおもしろさ、重要性といったものを感じ、これからの社会に対して自分は何をしていくことができるのか、何をしていくべきなのかを、考えていける場となるのではないのでしょうか。

どんなことでも構いません。何か話したい、聞いてもらいたい、他人の話聞きたい、と感じている方はぜひ参加してください。(林 大介)

六月二日に最初の「ミニトーク」を国立オリンピック記念青少年センターで行なうことになりました。また、このミニトークは今後も月一度程度行なっていく予定です。

「ミニトーク」とは、学校や自分たちの周辺に問題意識や不満を抱えている子どもたちが集い、子どもたちどうしで話し合い・意見交流の出来る場です。

これから、このような子どもたちが出会う場が多くでき、そこに参加した子どもたちが自分たちの意思のもとに行動していくような場、そして、行動する上で大人は要望された援助を行なうこと、またその時、大人は知識や経験・固定観念に縛られずに、一人間としてその個人・言葉に正面から向かい合うことが、今重要なことであり、この「ミニトーク」に要望されることであると考えます。

(勝本浩司)

いじめ解決に向けて～ イギリスの取組みに学ぶ

平野 裕二

イギリスでいじめ (bullying) プライイング) が社会問題になっている。いじめを苦にした子ども自らが年間一〇件前後は起こっているし、いじめのことを親にも話せなくて家出をしたという報道も少なくない。北欧諸国では早くからいじめに関する調査研究が行なわれていたし、どうやらいじめというのは世界共通の課題のようである。

それでは、外国ではこの問題に関してどのような取組みを行なっているのか。四月一七日から五月一日にかけて保坂展人氏 (教育ジャーナリスト) とともにロンドンを訪れ、彼の地での取組みを取材してきた。その概要を簡単に報告する。

取組みは民間主導

限られた取材の範囲内であるが、イギリスにおけるいじめの実態は日本とさほど変わらないようである。言葉の暴力を中心とする心理的ないじめが目立つ傾向はあるようだが、物理的な暴力や恐喝もけつして少なくない。学校側の対応というのがこれまで日本とそっくりで、校長がなかなかいじめの問題を認めたくないとか、何度直談判してもちつとも手を打ってくれないという話を何度も聴いた。

そういう中でNGO (民間団体) が主導していじめへの取組みを進めてきたのがイギリスの特徴である。とくに、一九八四年、児童心理学者のミッシェル・エリオット氏が設立した「キッドスケープ」はよく知られている。創設

時のアンケートでは、六八%の子どがいじめに不安を感じているという結果が出た。いじめだけではなく、性的虐待を始めとする子ども安全問題全般に取り組んでいるが、いじめに関する活動が占める割合は全体の五〇%を下らないという。週二回、親向けの相談サービス「ペアレントライン」を設置しているほか、学校へのアドバイスや学校スタッフの研修にも力を入れており、学校からは教育省よりも頼りに

されているようだ。「アンチ・ブライイング・キャンペーン」(ABC)は、十三歳の息子をいじめで失った親が、その悲しみを乗り越えて設立した団体である。現在その活動を取り仕切っているポーリン・ハスラーさんも、娘がひどいいじめを受けたことをきっかけにしてABCの活動に加わった。子どもがいじめられている親の相談に乗るのが活動の中心で、年間のべ一万五千件近くの電話相談に応じているほか、親や教師向けのアドバイス用資料も作成して広く配布している。

このほか、NGOとは言いがたいが、「ネティーネイシアター・カンパニー」という劇団もユニークな活動を行なっていた。いじめに関する劇とワークショップを三百校近くの学校に出前して回ったのである。残念ながら現在は公演をストップしてしまったが、劇の様子はビデオで販売されており、あちこちの学校で利用されているようだ。また、「アドバイザリー・センター・フオー・エデュケーション」(ACE)という団体でもいじめに関する興味深いパンフレットを出しており、イギリスにおける民間の取組みは相当に層が厚いという印象を受けた。

子ども向け相談機関も充実

一九八六年十月にスタートした子ども

も専門の相談機関「チャイルドライン」

は、二十四時間体制で子どもたちからの相談を受け付ける世界初の民間団体である。フリーダイヤルの電話番号がロンドン中の公衆電話に掲示してあり、一日にさばく電話は平均三千七百件を下らない。一番多いのは家庭での虐待に関する電話だが、いじめに関する相談件数もテーマ別に見れば上位四番目の位置を占めているという。一九九二年度は八千件以上、九四年度は一万二千件以上がいじめに関する相談だった。その活動は、厳しい選考過程を経て選ばれ、週一回・十二週間程度の研修をくぐったボランティア相談員（ほとんどが女性）によって支えられている。チャイルドラインは、相談機関であるのと同時に子どもたちの声を社会に伝える役割を担っており、一九九〇年三月～五月に設置したいじめ専門のホットライン「プリイング・ライン」などの結果を『いじめと子どもの見方』というパンフレットにまとめて出版したりもした。一九九四年にもあらためていじめ専門のホットラインを設置し、BBCラジオや十代向け隔週雑誌『ミズ』の協力も得て四万三千件以上の相談に応えたという。

これとは別に、今年一月から、いじめの後遺症に苦しむ若者たちの相談に若者自身が応じようという趣旨の「ユース・トゥ・ユース・プリイング・ライン」という活動も始まったようだ。印象的なのは企業や財団がこうした活動を積極的に支援していることである。「ユース・トゥ・ユース」は、イギリス有数の民間電信電話会社ブリティッシュ・テレコム社（BT社）の援助を得て始められたものだし、「チャイルドライン」の広大な事務所（郵便集配局の中にある）もBT社が負担している。その他、カルースト・グルベンキアン

学校での取組み

日本よりも学校の自主性が尊重されていることもあって、学校での取組みはそれこそさまざまである。しかし、いじめ問題には学校職員（教員だけではない）・親・生徒・地域を含めた学校全体で取り組まなければならないという姿勢（the whole-school approach）がかなり広がっていること、問題の解決に生徒たち自身を積極的に巻き込んでいこうとする学校が徐々に増えつつあることなどを、特徴として指摘できるだろう。

前者の例としてはグレイズ・スクールを挙げるができる。日本でいえば中学校・高校をあわせたようなコンプリヘンシブ・スクール（総合制中等学校）である。サイモン・ビガーズ副校長が中心になって取組みを進めており、アンケートの実施、いじめに関する対応を記した生徒憲章・親憲章・学校職員憲章の作成、「いじめ相談箱」（同副校長が責任を持って対応する）の設置などを進めてきた。また、国語・演劇・体育などの授業でも、いじめに関

するロールプレイングや創作ダンスなどの形でいじめ問題を定期的に取り上げている。いじめに積極的に取り組んでいるという姿勢は父母の共感も呼び、生徒の成績という面で他の学校に比べてやや落ちこみを見せたときにも、入学希望者はむしろ増加したそうだ。

一方、問題解決への生徒参加という面で先進的取組みを行なっているのはアクランド・バリー・スクールである。やはり一二～一八歳ぐらいの生徒たちが通う学校だが、生徒自身が相談員となつて、いじめの被害者やいじめっ子の相談に応じる活動を進めている。同校の特徴は、生徒自身が問題解決のために積極的な介入を（もちろん相談者の同意を得て）行なうことである。似たような取組みを行なっている学校でも、相談員は聴き役に徹しなればならないという方針をとっているところがある。一般的であり、生徒相談員が積極的にアドバイスを行なう例は少ない。アクランド・バリーでは、必要に応じていじめた側の生徒からも話を聴

子どもの権利条約学習講座'96 **いかにそう！子どもの権利条約**

子どもの権利条約が日本で批准されてから2年がすぎました。しかし、学校でのいじめや体罰、家庭での虐待は繰り返され、子どもの権利が保障されているとはいえない状況です。

子どもの権利条約ネットワークでは、「いかにそう！子どもの権利条約」を趣旨として、昨年について学習講座を下記の要領で行います。条約を学校、施設、地域、家庭でどのように理解し、いかしていくかを、親、教育関係者、福祉関係者、そして学生や子どもとともに考え、ディスカッションする場にしたいと思います。

とき **1996年6月21日～7月26日**
毎週金曜日 18:30～21:00

ところ **第1回/国立オリンピック
記念青少年総合センター**
小田急線「参宮橋」駅徒歩5分
**第2～6回/早稲田大学文学部
39号館5F 第5会議室**
地下鉄東西線「早稲田」駅徒歩5分

参加費(資料費を含む)
1回/1,000円
(会員800円、中高大生500円)
6回とおし/5,000円(会員4,000円)

◆内容

回	月日	テ マ	講師・助言者 ほか
1	6/21	「いじめ」なんかけつとばせ — イギリスのとりのくみから —	保坂展人 (教育ジャーナリスト) 平野裕二 (ARC)
2	6/28	子どもからみた学校参加 — 生徒会活動から —	堀内梨江 (高校生) ほか 喜多明人 (早稲田大)
3	7/5	養護施設の子どもの権利条約 — 施設の現場から —	長谷川重夫 (東京育成園) 山田由紀子 (弁護士)
4	7/12	地域の遊び場づくり — プレイパークの経験から —	天野秀昭 (世田谷プレーパーク)
5	7/19	子どもの権利は子育てから — 子どもと親の権利条約 —	味岡尚子 (全国PTA問題研究会)
6	7/26	いかにそう！子どもの権利条約 — フリートーク・私も一言 —	荒牧重人 (山梨学院大)

- ブック・イン・アクション
協力出版される「条約」本
昨年末より今年の五月までの半年間に出版された「条約」本のいくつかを紹介しよう。
- (1) 滝沢順ほか「児童の権利条約と学校の指導」日本加除出版(95年12月)
 - (2) 小沢牧子「子どもの権利・親の権利」子どもの権利条約をよむ」日外教養選書・紀国屋書店発売(96年1月)
 - (3) 勝野尚行「子どもの権利条約と学校参加」法律文化社(96年1月)
 - (4) 鈴木祥蔵ほか「おとなのための子どもの権利条約」解放出版社(96年2月)
 - (5) 名取弘文編「子どものけんりー」子どもの権利条約」こども語訳」雲母(さくら)書房(96年3月)
 - (6) 増山均・日本福祉大学増山ゼミナール編「子どもの権利条約ゼミナール」新しい地球人になるために」かがわ出版(96年3月)
 - (7) 日本教育法学会年報二五号「教育参加と子どもの権利条約」有斐閣(96年3月)
 - (8) ユニセフ編、世取山洋介・中川美佳監訳「子どもの権利条約」学習ノート」(わが子は中学生」96年4月臨時増刊号)あゆみ出版
 - (9) 小笠毅「ハンディをもつ子どもの権利」岩波ブックレット399、岩波書店(96年4月)
 - (10) 竹中哲夫他編「子どもの権利条約」時代の児童福祉」全三巻、ミネルヴァ書房(96年4月)
 - (11) 中野光・小笠毅編「ハンドブック子どもの権利条約」岩波ジュニア新書270、岩波書店(96年5月)
- この中で、子ども向けのものは(5)と(11)、親向けは(2)学校現場向けが(1)である。は、(7)、(10)は研究書、(4)、(6)、(8)、(9)かといえ、(4)と(8)は、実践中心、(6)は具体的でわかりやすい教養書である。とくに(8)は、雑誌の別冊のスタイルをとっているが、ユニセフの条約学習教材の翻訳書として注目される。
(編集部)

『子どもの権利条約』No.26
1996年6月15日発行
★発行(隔月刊)
子どもの権利条約ネットワーク
〒105 東京都港区海岸
1-6-1-831
Network for the Convention
on the Rights of the Child
Tel. 03-3433-7990
Fax. 03-3433-7369
(月・金曜日/午後1時～午後6時)
★発行人 喜多明人
★編集人 荒牧重人
★年会費 4,000円
学 生 2,000円
18歳未満 1,000円
定期購読 5,000円
*郵便振替 00180-2-750150
★印刷 株第一プリント

いじめへの対応
学校・行政・家庭の連携/教師の対応/文部大臣緊急アピール

体罰はなぜなくならない?
体罰の現在/なぜ体罰はなくならないか/大学における人権教育/女子高生の結婚観 他

105号
106号

定価1500円

エイデル研究所
東京都千代田区九段北
4-1-11 5F
電話 03-3234-4641代

あゆみ出版

**「子どもの権利条約」
学習ノート** 定価1030円

ユニセフ編・世取山洋介監訳

「子どもの権利条約」についての小・中・高校での学習指導書。条文の解釈にウエイトをおくのではなく、条約の精神を深く体系的に解説。学習や活動、話し合いのポイントもやさしく提示する。

東京文京春 日2-17-3 ☎03(3815)5511